

件名	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>次に掲げる事項について改正を行う。</p> <p>1 市町の執行機関（市町長）に本人確認情報を提供する事務（下記事務であって規則で定めるもの）を定めること（住民基本台帳法第30条の7第4項）</p> <p>提供する市町の執行機関 市町長</p> <p>提供する事務</p> <p>地方税法及び市町の条例による市町税（個人の市町村民税と併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。）の賦課徴収（当該市町税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（下記2（1）において「督促手数料等」という。）の徴収を含む。）に関する事務</p> <p>2 知事が本人確認情報を利用する事務（下記事務であって規則で定めるもの）を追加すること（同法第30条の8第1項第2号）</p> <p>(1) 地方税法及び愛媛県県税賦課徴収条例による県税（地方法人特別税を含む。）の賦課徴収（県が特例として行う徴収に係る個人の市町村民税及び当該個人の市町村民税に係る督促手数料等の徴収を含む。）に関する事務</p> <p>(2) 地方税法及び愛媛県資源循環促進税条例による資源循環促進税の賦課徴収に関する事務</p> <p>上記の賦課徴収には、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。</p> <p>3 知事から1の市町の執行機関への本人確認情報の提供方法</p> <p>知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて市町の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行う。</p>	
施行日	平成23年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）抄 （都道府県知事の事務）</p> <p>第三十条の七 省略</p> <p>4 都道府県知事は、<u>（中略）</u>第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村民長その他の執行機関（中略）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。</p> <p><u>二 区域内の市町村の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に關し求めがあつたとき。</u></p> <p>（都道府県における本人確認情報等の利用）</p> <p>第三十条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。</p> <p>一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。</p> <p>二 <u>条例で定める事務を遂行するとき。</u></p>	